

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監6の第5号

監査の対象：令和5年度監査委員監査 行政財産の目的外使用許可等に関する事務

所管所属：大阪港湾局

通知日：令和6年11月26日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	1 目的外使用許可の手続については是正及び改善を求めたもの (1) 意思決定過程について - 大阪港湾局において、決裁に許可理由が記載されておらず、いずれの審査基準に該当するのかなど、使用許可の判断基準が不明確であるものが確認された。 - 大阪港湾局において、決裁に使用料減額（免除）理由若しくは保証金免除理由、又はその両方が記載されておらず、使用料減額（免除）や保証金免除の判断過程が不明確であるものが確認された。 (2) 遵守すべき手続上のルールについて - 大阪港湾局において、契約管財局が定める基本的なルールが浸透しておらず、次のとおり適正に事務処理が行われていない事実が散見された。 - 最新版の許可書様式を使用していなかったため、不服申立てに係る教示が改正前の行政不服審査法の内容となっていたもの（大阪港湾局） - 保証金引継ぎに当たり、標準様式の申請書を使用していなかったことで、書面による相手方の意思確認ができていないもの（大阪港湾局） - 申請された使用期間の始期を過ぎた日付で許可書を発行しているもの（大阪港湾局） 【指摘事項1】 1. 大阪港湾局は、契約管財局が定めたルールに基づき適正に事務を実施できるよう、起案文のひな形、許可書等の標準様式に基づき事務処理を行われたい。 また、下記4のような契約管財局の支援の下、適正な事務処理が行われているかを所属内でチェックできる有効な仕組みを構築されたい。 (参考) 4. 契約管財局は、制度所管所属として上記の現状を踏まえ、手続の基本事項について、財産管理主任等を通じて周知徹底や研修を実施する等により、各所属が自己点検・確認を行い、適正な事務処理を実施できるよう支援されたい。	【1】 契約管財局から、令和5年度監査委員監査における「行政財産の目的外使用許可等に関する事務」に対しての指摘事項に係る改善策の通知を受け、使用許可の起案を行う際は、原則契約管財局が示している合議決裁案文（起案文のひな形）や許可書を使用するよう行政財産を所管する課に周知した。 また、行政財産を所管する課に新たに財産管理副主任を設置したうえで、課内の決裁ルートに加えるとともに、財産管理主任から財産管理副主任に対して目的外使用許可の手続に関する研修を定期的実施することにより、契約管財局合議案件以外も含め適正な事務処理が行われているか所属内でチェックできる仕組みを構築した。 なお、財産管理副主任への目的外使用許可の手続に関する研修を令和6年7月26日に実施した。今後も新たに財産管理副主任が任命される度に研修を実施していく。	措置済	令和6年7月26日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2	1 目的外使用許可の手続については是正及び改善を求めたもの (3) 契約管財局との包括協議案件の取扱いについて - 大阪港湾局では堤防敷・護岸敷（以下「堤防敷等」という。）における目的外使用許可について包括協議を行っている（昭和44年3月22日付け決裁）。当該決裁には、保証金を一律免除する等の記載はないが、同局が独自に作成する許可書様式にはそもそも保証金に関する条項が記載されておらず、また、各許可決裁においても保証金に関する記載がなく、その必要性が検討されないまま一律に免除の取扱いとされていた。 - また、堤防敷等における使用許可において、同一相手方に継続して許可を行っている事案が多数あり、許可期間の3年ごとに約450件の申請をまとめて決裁の上、許可を行っている（以下「一斉許可事案」という。）。本監査では、使用期間が令和2年度から4年度までの一斉許可事案を確認したが、決裁上、使用料算定根拠や許可理由が明記されておらず、判断基準が不明確であった。 - 加えて、一斉許可事案ではないものの、堤防敷等の使用許可であって決裁上に使用料算定根拠が明記されていない事案について、本来採用すべきでない単価を使用して計算した結果、誤った金額の使用料を徴収していた。 - なお、堤防敷等の使用許可に係る局独自のマニュアルとして、許可事務マニュアル（海務課（防災保安）平成28年4月）を作成している。しかしながら、当該マニュアルは、末尾に直近許可期間における使用料算定の資料が添付されているものの、平成20年度以降の更新内容が体系的に反映されていなかった。 【指摘事項2】 1. 大阪港湾局は、堤防敷等の目的外使用許可における保証金の取扱いを整理し、改めて契約管財局との協議を行うなどにより必要な措置を講じられたい。 また、起案文のひな形等に基づき当該許可の意思決定過程を明確にし、適正に事務が遂行されるよう事務処理手順を策定されたい。 2. 大阪港湾局は、使用料金額に誤りのあった事案について、過年度分も含めて確認の上、適切な対応をとられたい。 3. 大阪港湾局は、独自に作成するマニュアルや様式について、それぞれ直近改訂以降に契約管財局から周知された事項等、必要な情報が反映されているかを確認の上、改訂を行うこと。また、当該マニュアル等の改訂漏れを防ぐ仕組みを構築されたい。	【1】 現在使用する目的外使用許可方針（昭和44年3月22日付け決裁）については、保証金の取扱いを含め、契約管財局と協議し、関係法令等に即した内容へ見直す。 また、起案文については、「契約管財局が例示する合議決裁案文（「使用許可起案文ひな形」）へ様式変更し、意思決定過程を明確にするとともに防災保安担当において使用するマニュアル（以下、「防災保安担当事務マニュアル」という）については事務処理手順を新たに策定する。 【2】 過年度の使用料誤りについては申請者と協議の上、正当な使用料による差額を既に納付頂いており、措置済みである。（令和6年1月11日納付済） 【3】 防災保安担当事務マニュアルについては、制度改正等の内容がもれなく反映できているかチェックリストを作成し改訂漏れを防ぐべく運用していく。 財産管理主任から制度改正等の都度、メール等により局内周知を行っているが、今後周知先に行政財産を所管する課に新たに設置予定の財産管理副主任を追加し、見直しに関しての注意喚起をあわせて行う。また、改訂漏れを防ぐために、独自に作成するマニュアルや様式改訂の必要性を財産管理副主任から財産管理主任へ報告する仕組みを構築する。	措置中	(令和7年3月31日)

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
4	3 現地管理について改善を求めたもの 大阪港湾局においては、許可条件と使用状況が一致しているかの履行確認に関して、目視により行っているとの説明であったが、特に庁舎内にある許可物件については日頃から目の当たりにするという実状もあり、その記録までは残しておらず、実施状況や結果について組織共有されているかを確認できなかった。 【指摘事項4】 1. 大阪港湾局は、行政財産の目的外使用許可を行うに当たり、下記2のような契約管財局の支援の下、庁舎内の許可物件のように日常管理を十分に行えるものか、物件の管理状況を勘案の上、必要に応じて履行確認の記録を残すなど、その取扱いを整理し、適切に現地管理を実施されたい。 (参考) 2. 契約管財局は、制度所管所属として、各所属において適切に現地管理が行われるよう、普通財産だけでなく目的外使用許可物件についても必要に応じて履行確認の記録を残すよう注意喚起を行うなど、有効な支援を実施されたい。	【1】 行政財産を所管する課に新たに設置した財産管理副主任が、必ずしも履行確認の記録を残す必要がないと考えられる目的外使用許可の対象物件（①日常管理を十分に行えると判断できる庁舎での許可物件、②目視等により現地確認が難しい埋設されている許可物件、③日程的に現地確認が難しい使用許可期間が極めて短期間であったり、許可日が土日祝日のみの許可物件）以外について、管理状況を勘案の上、大阪港湾局現地管理要領に準じて履行確認の記録を残すとともに、財産管理主任から財産管理副主任に対して現地管理に関する研修を定期的実施することにより、適切に現地管理を実施する。 また、すでに確認記録を残す等の仕組みを構築している部署においては、引き続きその仕組みにより適切に現地管理を実施する。 なお、財産管理副主任への現地管理に関する研修を令和6年7月26日に実施した。今後も新たに財産管理副主任が任命される度に研修を実施していく。	措置済	令和6年7月26日